

**鳥取県告示第358号**

漁船法（昭和25年法律第178号）第14条第1項に規定する指定検認機関を指定したので、同法第47条において準用する同法第32条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定検認機関の名称及び所在地  
株式会社M S T C  
島根県松江市美保関町森山539-3
- 2 検認の業務を行う事務所の所在地  
島根県松江市美保関町森山539-3